

○財務省告示第百五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年年度における第二号に係る輸入基準数量及び同年度における第二号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十九年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

1 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る輸入基準数量は、平成二十九年年度につき、平成十四年度及び平成十五年年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十八年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

二十九万二千三百五十五トン

二 冷凍牛肉

三十三万四千四百八十九トン

2 関税暫定措置法第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十九年年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十四万二千八百六十八トン

二 冷凍牛肉

十四万五百五十六トン